

発行・町田市 編集・企画部広報広聴課広報係
〒194-8520 東京都町田市の中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
町田市コールセンター042・724・5656
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>
携帯版 <http://www.city.machida.tokyo.jp/mobile/>



携帯電話用QRコード

平成19年度から 住民税が10%になります!!

問 市民税課 ☎724・2114 ~ 5、724・2117

税源移譲が

行われます

国庫補助金や地方交付税の縮減が進められる一方で、各自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として所得税を引下げるとともに、住民税を引上げるかたちで税源移譲が行われます。
これにより、自治体はより自主的かつ効率良く行政を行うことが可能となります。

個人住民税の税率

	平成18年度分まで		平成19年度分から	
	課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
市民税	200万円以下の金額	3%	一律	6%
	700万円以下の金額	8%		
	700万円超 の金額	10%		
都民税	700万円以下の金額	2%	一律	4%
	700万円超 の金額	3%		

この税制改正に伴い、所得税も税率及び構造自体が見直されます。
これにより多くの方にとって、住民税が増額になる代わりに、所得税が減額になります。

所得税も
変わります!

住民税が2倍? これまでの住民税は3段階となっていました。税制改正後は税率が一律10%となります。
例えば、課税所得が2000万円以下の税率が5% (市民税3%・都民税2%) から10% (市民税6%・都民税4%) に上がるため、多くの方の住民税が2倍になります。

住民税が2倍?

所得税の税率

	平成18年度分まで		平成19年度分から	
	課税所得	標準税率	課税所得	標準税率
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%	
		330万円以下の金額	10%	
900万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%	
		900万円以下の金額	23%	
1,800万円以下の金額	30%	1,800万円以下の金額	33%	
1,800万円超 の金額	37%	1,800万円超 の金額	40%	



「住民税+所得税」の納税者の方の負担は変わりません。ただし、定率減税廃止の影響で実際の住民税は高くなります。

税負担は減るの? 増えるの?

納税額が変わるのは... 所得税は平成19年1月から / 市・都民税は平成19年6月から

【例】税源移譲による負担変動 (年額)

夫婦+子供2人の場合 (子供のうち1人は特定扶養) ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

給与収入	税源移譲前			⇒	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0円	9,000円	9,000円		0円	9,000円	9,000円		0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円		59,500円	135,500円	195,000円		0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円		165,500円	293,500円	459,000円		0円

町田市のホームページ及び東京都主税局のホームページから個人住民税の試算ができます。

町田市ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>
「税」「個人の市民税」「平成19年度住民税改正点」
東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/zeigen/index.html>

申告することにより、税金が少なくなることがあります。

給与所得のみ、もしくは公的年金に係る所得のみの方で、給与の支払先、もしくは社会保険庁等から市役所へ支払い報告がされている方は、申告の必要がありませんが、社会保険料等の控除を受けようとする方は、申告が必要です。

退職所得に係る住民税の税率が変わります

定率減税が廃止に 景気回復のために取られてきた定率減税(住民税は最高2万円)が廃止されます。